

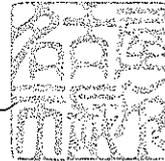
行政文書非公開決定通知書

30 観名保第 195 号
平成 31 年 2 月 15 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成31年2月4日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	19/2/1 名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書、支出命令書
公開しない理由	請求のあった行政文書を作成又は取得しておらず不存在的のため非公開とします。 ※今回非公開とした『19/2/1 名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書、支出命令書』については、今後一年以内に当該行政文書の全部又は一部についての公開が可能となる予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2481

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

行政文書非公開決定通知書

30 市室秘第 107 号
平成 31 年 2 月 15 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成31年2月4日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	19/2/1 名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書、支出命令書
公開しない理由	請求に係る行政文書はいずれも取得、作成しておらず、不存在のため。 ※今回非公開とした『19/2/1 名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書、支出命令書』については、今後一年以内に当該行政文書の全部又は一部についての公開が可能となる予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。
備考	<決定を行った所管課・公所> 市長室秘書課 TEL 052-972-3053

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

行政文書非公開決定通知書

30 市室秘第 105 号
平成 31 年 2 月 15 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成31年2月4日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	19/2/1 名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書、支出命令書
公開しない理由	請求に係る行政文書はいずれも取得、作成しておらず、不存在のため。 ※今回非公開とした『19/2/1 名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書』については、今後一年以内に当該行政文書の全部又は一部についての公開が可能となる予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。
備考	<決定を行った所管課・公所> 市長特別秘書 TEL 052-972-3032 〔不在の場合 市長室秘書課 TEL 052-972-3031〕 〔市長特別秘書より折り返しご連絡させていただきます。〕 『19/2/1 名古屋城の件で文化庁を訪問した際の支出命令書』については、市長室秘書課において決定を行います。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。